

第 42 号
2018.4.25

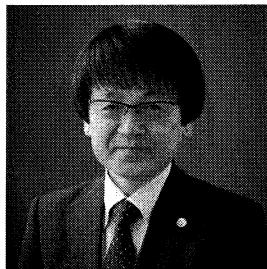
人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵
京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル
TEL (075) 231-2378
FAX (075) 231-2373
<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース



京都弁護士会の人権救済基金へご支援下さい

京都弁護士会 会長 浅野 则明

1 私たち弁護士の社会的使命は、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」(弁護士法1条)はとされています。この使命を達成するため、京都弁護士会は日常的にさまざまな公益的活動を行っています。その活動のひとつとして、京都弁護士会は、1993年(平成5年)に「人権救済基金」を設立しました。この基金は、人権の救済と伸長をめざす活動を推進するためのものであり、社会的意義のある事件や公益的事件について、弁護士費用や訴訟費用(印紙代等)を、80万円を限度に援助するものです。

2 人権救済基金の設立以来、原爆症認定請求事件、豊田商事国家賠償請求事件、医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償事件、入学金返還等請求事件、在日外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件、発達障害者の窃盗被告事件、アスベスト関連疾患に関する損害賠償請求事件、福知山花火大会での爆発事故に関する損害賠償等請求事件、カネボウ白斑被害事件損害賠償請求事件、原発運転差し止め請求事件、原発事故による損害賠償請求事件、下鴨マンション建築風致許可取消請求事件、生活保護基準引き下げ取消請求事件等々、民事・刑事・行

政の各方面にわたり、同基金により支援してきました。2018年(平成30年)3月末日現在、援助件数は71件に及びます。援助の対象とした事件には、必ずしも世の耳目を引いたものに限りません。それ以外にも、公益的事件として人権保障のため有用で相当なものとして援助決定されたものが数多くあります。また、援助の対象者は、現に京都府内に住所・営業所を有する者のみならず、過去に住所・営業所を有した者、府内でなくとも隣接する地域にそれらを有する者等、対象範囲を広げています。

3 もとより、人権救済基金適用の判断は、京都弁護士会の公正・中立な立場を害さないことを前提としたのですが、社会的弱者を守るべく、その活動はより一層重要性を増しています。そのためには、十分な資金の裏打ちがなければなりません。かつて1400万円あった基金は、支援活動の拡がりとともに減少しており、現在では1,130万円台になってしまいました。弁護士会会員と市民の皆さまのご寄付に頼っているのが現状です。どうか人権救済基金の制度趣旨をご理解いただき、ご協力ををお願い申し上げる次第です。

第22回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 佐 藤 建

平成30年2月3日(土)、京都弁護士会館の大ホールにおきまして「第22回 法律援助を広げる市民のつどい」を開催しました。人権救済基金をより多くの方々に知っていただきため毎年開催しておりますこの催しの様子を、独断と偏見を交えてご報告します。

○ 事例紹介

木内哲郎京都弁護士会会长による開会のご挨拶と、栗野浩之人権救済基金運営委員会委員長による人権救済基金のご説明の後、人権救済基金の援助を受けた事例として、京都スタジアム建設に関する都市計画公園事業認可取消請求事件について、その代理人を務めている浅井亮弁護士からご報告がありました。

既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、この事件は、JR亀岡駅北側の土地区画整理事業と、スタジアム建設を含む都市計画公園事業の実施により、近くを流れる保津川の氾濫等水害の危険性が増し、また周辺に生息する希少生物(アユモドキ)が絶滅する危険が高まる、として、各事業の停止を求めて周辺住民が提訴したもので、人権救済基金による援助は、水害の危険性に関する専門家による調査検討の費用等に活用されているとのことでした。アユモドキの絶滅の危険に関しては、これを周辺住民の被害として主張できるのかという点が問題となっている、というお話をしたが、「もどき」という不名誉な響きを持つ名前を付けたのも絶滅寸前にまで追い詰めたのも我々人間ですから、人間社会は、このドジョウ科の魚の魂の叫びを受け止めるくらいの度量を持つべきではないか、という思いを一人勝手に抱きました。

○ Fiddle chat のミニコンサート

第二部は、皆さまお待ちかね、Fiddle chat(フィドルチャット)のミニコンサートです。それまでのお話に眠気を覚えたわけではありません

せんが、目も覚めるようなローズピンクのドレスに身を包んだユリさんの優雅なバイオリンと、渋いドレスシャツに深紅のネクタイを結んだケイタさんの軽快なピアノは、音楽の素晴らしさを改めて実感させてくれました。まるでソプラノの歌声が聞こえてくるような「グノーのアベマリア」や、多彩な音色と軽快なリズムで妖精たちが現れ去って行く様子を表現したオリジナル曲「アールヴヘイム」、美しくも悲しい旋律が豊かに展開されるオリジナル曲「シークレットガーデン」など全8曲を披露されたコンサートは、「ミニ」とは言いながらとても聞き応えのあるものでした。ユリさんとケイタさんは、情緒豊かな演奏だけでなく、マイクトラブルをもネタに変えたトークでも息の合った掛け合いを遺憾なく発揮されまして、会場は大いに盛り上がりいました。

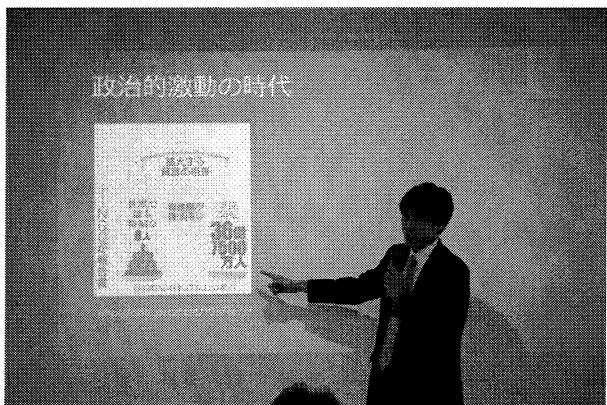


Fiddle chat の演奏

○ 森浩之先生のご講演

第三部は、森浩之先生(立命館大学政策科学部教授)から、「寛容な社会を求める市民—アメリカと日本—」と題してご講演を頂きました。日本での報道を見る限り、アメリカ国内ではいわゆるポピュリズム政治が台頭し、政治的にも宗教的にも寛容さが失われているように見えますが、実際にはアメリカ国内で不法移民の権利

擁護を宣言した「サンクチュアリ・シティ（聖域都市）」が増えており、各地の大学でも「サンクチュアリ・キャンパス」という同様の取り組みが広がっている、といった硬派な話題を、気さくな語り口で、分かりやすく、そして情熱的にお話し頂きました。中央の政権が旗印とする政策に対し、これとは異なる取り組みを地方の自治体や大学など種々の自治組織が計画し実現しているアメリカの実情をも踏まえて、多様な意見をとりまとめて合意形成を目指す草の根民主主義や、様々な意見、存在を受け入れる寛容さの重要性を、森先生に熱く語って頂きました。



森浩之氏の講演

○ まとめに代えて

昨今は人間だけでなく人工知能などとも競い合い生き残らなければならない、という大変厳しい世の中になってきておりますが、そのような世の中だからこそ、人として豊かに生きるために、絶滅が危惧される種に目を向けたり音楽に耳を傾けたりする余裕を持ち、自分と異なるものを容認する寛容さが大切であることを実感しました。弁護士会と市民が二人三脚でつくり育ってきた人権救済基金は、このような余裕と寛容さを具現化した制度ともいえますので、今回のつどいも、人権救済基金の存在意義に改めて思いを致すよい機会になったと思います。

最後になりましたが、「第22回 法律援助を広げる市民のつどい」をご後援頂きました諸団体及び当日ご参加頂きました市民の方々に御礼申し上げますとともに、今後も人権救済基金へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



会場の様子



会長の開会挨拶



人権救済基金事件報告

逆転無罪・人生回復図賠訴訟（刑事件：大阪高判平成27年2月13日、京都地判平成26年7月7日）

弁護士 野崎 隆史

1 はじめに

平成27年2月13日金曜日午前9時30分、Aさんと京阪北浜駅で合流し、一緒に大阪高裁に向かう。

午前10時、大阪高裁1003号法廷。裁判長から「開廷します。被告人は前へ。」との声。私の緊張感は最高潮。

静まりかえった法廷で裁判長が言葉を発する。

「主文、原判決を破棄する。」

「被告人は無罪。」

私は拳を握り、証言台のAさんと額き合う。判決理由の朗読中、「そのとおり」と何度も心の中で繰り返した。

閉廷後、大阪高裁から京阪北浜駅まで歩いた道を照らす太陽は2月とは思えない程眩しかったように感じた。しかし、その間、私の胸に去來した感情は、「嬉しい」よりも、「当然」と「悔しい」が混ぜ合わさった不思議なものだった。この主文を聞くために約600日もの日時を要してしまった。

2 事案の概要

平成25年6月上旬にBのスナックを訪れたAさんが、Bの胸を揉むとともに、タイツ及びショーツを脱がせて陰部を手指で弄び、その際、Bに怪我をさせたなどという疑いをかけられて、強制わいせつ致傷罪で逮捕・勾留され、起訴された。

3 捜査弁護

私は勾留段階で当番弁護士として派遣された。Aさんは接見時から一貫して無実を主張していた。

本件のような類型の事件は、被害者と称する人物の供述の信用性が検察官の立証の柱であり、捜査機関の獲得目標はAさんから自白を獲ることである。実際、警察はAさんに非常に激しい口調と態度で取調べをしていた。

そうであれば、覚悟を決めて完全黙秘、調書の署名・指印拒否。

Aさんには、たとえ一見問題がなさそうに見えても、微妙なニュアンスの違いが致命傷になりかねない調書の怖さを十分に説明し、共に頑張ろうと励まし、考えられる自白獲得手段を先回りして伝えた。

私にとって幸運だったことは、Aさんの無実の叫びは微動だにしなかったこと、Aさんが警

察からの取調べに負けない強い精神力を持っていたことだった。接見以後、Aさんは調書に署名・指印をしなかった（署名・指印をしていない調書はいくつも作成されていた）。

4 公判前整理手続

一にも二にも証拠開示請求。証拠は捜査機関以外の場所にも存在する。公務所照会を含め、考えられる証拠収集手続を探った。

証拠開示請求では、Bが述べていることと矛盾する証拠や通常行われているはずの捜査がなされていない事実も発覚した。

裁判所は第1回目の公判前整理手続なのに予定主張の提出期限や公判日程の仮予定を組もうとした。恥まず正々堂々とお断りした。

公判前整理手続期日は合計15回に及び、公判は起訴から約1年後の平成26年6月30日から始まる事となつた（選任手続は6月27日）。

5 裁判員裁判（審理）

Bには供述の変遷が多数存在していた。尋問ではその部分を抉り出すことになる。判決後の裁判員のアンケートによると、変遷部分について弁護人が繰り返して聞いたことについての否定的な意見が述べられていた。他方で、その部分は、一審判決でも供述の信用性に欠けると判断された。必要十分な尋問の見極めはいつも難しく悩ましい。

弁論は、冒陳で投げかけた質問に答える形で構成した。場面毎に法廷を歩き回り、裁判員の目の奥をしつかり見つめ、ゆっくりと大きな声で、そして、無罪を確信して述べた。最後に用意していた決め台詞では、目があった裁判員が大きく頷いてくれ、我々の主張は十分に伝わったと確信した。

6 一審判決

しかし、聞こえた言葉は、「被告人は」ではなく「被告人を」だった。

判決では、Bの供述について、B「の公判供述には疑問を抱かざるを得ない部分が少なくない」、B「の公判供述は、その供述態度や供述の変遷状況等に照らして全面的に信用できるものではない」い、「後に知った事実をもとに辯護を合わせようとしたり、誇張して供述しているのではないかと疑われる部分もある」、B「の供述には先に述べたような問題があり、その信用性を

慎重に検討しなければならない」と述べられていた。公訴事実の核心部分というべき胸を揉んだ行為及び陰部を手指で弄んだ行為については、いずれも「信用性に疑いが残る」として排斥されていた。

それにもかかわらず、タイト及びショーツを脱がせる行為のみをピンポイントで取り出して認定され、実刑判決に処された。私はショックで茫然自失となつた。

7 控訴趣意書

Aさんは、「判決書が自分の無罪の最大の証拠」と言い切つた。私もそれはそのとおりだと思った。しかし、他方で、何か決定的な証拠が必要だとも感じていた。

そのとき、神が細部に宿つた。

B供述の信用性を支える最大の客観的な証拠は、現場に残された両手の掌紋の存在であった。この掌紋について、検察官は、Aさんがスナックのカウンターを両手で叩いた際に付着したものであつて、B供述を支える客観的な証拠であると主張していた。これに対して、我々は、AはBのスナックには以前にも訪れており、その際に付着したものであつて、B供述を裏付けるものではないと主張していた。しかし、一審判決は検察官の主張通り、当該掌紋をB供述の信用性を支える客観的な証拠として用いていた。

この掌紋の問題について最初に指摘したのはAさん自身だった。掌紋とともに写っている木目らしきものをよくよく見ると、現場に残された掌紋の向きと位置が、証拠採用された検号証（統合捜査報告書）の記載内容と違う。この向きと位置からすれば、両手でカウンターを叩いたという検察官の主張は到底成り立たない。

控訴趣意書に正しい向きと思われる向きで掌紋を並べ、指摘した。

8 控訴審第1回公判期日

控訴審第1回公判期日を直前に控えた平成26年11月中旬、大阪高検検事から直接電話があった。「事実取調べをしたいので続行しようと考えている。」

そして、控訴審の期日は次回に続行となった。第1回期日後、大阪高裁から事務所に戻ると「大阪高裁の裁判官からお電話です。」と内線が鳴り、慌てて電話を取つた。「保釈請求しないか。」

9 保釈

Aさんが身体拘束されてから、Aさんの妻は精神に不調を来たし、長期入院していた。入院中に賃料滞納となり、契約が解除されてしまい、Aさんと妻が住んでいた部屋には戻れなくなつていた。

保釈請求しようにも、身柄を引き受ける人がいない、住む場所がない。1か月間環境調整に

奔走していたところ、Aさんの妻が退院するとの情報を入手した。そのタイミングで身柄引受書を書いてもらい、そのまま裁判所に行って保釈請求し、面談して、「今しかない」と訴えた。

翌6日、保釈許可をもらい、夜の大坂拘置所にAさんを迎えて行った。Aさんの身体拘束は560日に及んだ。

10 控訴審第2回公判期日

平成26年12月中旬、私は京都地検で検事から再捜査の結果について説明と謝罪を受けた。その後、大阪高検検事は、再捜査の結果をまとめた捜査報告書等について事実取調べ請求を行つた。

控訴審第2回公判期日における弁論において、私は、「大阪高等検察庁による再捜査は、まさに事案の真相解明のためになされたものであり、その内容は公益の代表者として適正かつ相当なものでした。再捜査については、弁護人として心から敬意と感謝を表します。」と述べ、大阪高検検事も、「検察官において再捜査した結果、それが誤りであったことが明らかとなったことについては誠に遺憾の意を表する。」と述べた。

11 逆転無罪、そして、国賠へ

冒頭の判決後、検察官の上告は無く、無罪が確定し、ようやくAさんの冤罪が晴れた。しかし、逮捕時は実名で報道され、妻も入院を余儀なくされる等、甚大な被害を受けた。

AさんとAさんの家族の人生回復のため、拾井美香弁護士が主任となり、池上弁護士、伊山弁護士、戸田弁護士、池田弁護士で弁護団を組み、国賠を提起した。

12 国賠訴訟

平成27年8月に提訴し、10回の弁論・弁論準備を経て、京都府警から4名、京都地検から4名の尋問を終えた。掌紋の向きが事実に反するものとなった理由について、京都府警と京都地検の主張が真っ向から対立するという構図となっている。

現在、最終準備書面を鋭意作成中です。

13 最後に

人生を破壊されたAさんが国賠の費用を負担することは極めて困難です。人生回復のための国賠訴訟を支援することは、まさに人権救済という趣旨に合致するものであり、人権救済基金の意義は大変深いものを感じています。

弁護団は勝訴判決に向けて全力で取り組んでおりますので、引き続きご支援の程宜しくお願ひします。

これまでに基金で援助した事件

	事件名
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件
	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学会返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	京都スタジアム建設に関する都市計画公園事業認可取消請求事件
	天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件
	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2016年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。

2018年3月末時点での援助件数は、70件です。

=2017年度人権救済基金報告=



科 目	‘17年度予算額	‘17年度決算額
1 会員寄附金	900,000	2,939,000
2 会員外寄附金	300,000	138,000
3 償還金	0	800,000
4 受取利息	100	84
5 雑収入	0	0
当期収入合計(A)	1,200,100	3,877,084
前年度繰越金	8,912,959	8,912,959
収入合計(B)	10,113,059	12,790,043

※未収金を含む



科 目	‘17年度予算額	‘17年度決算額
援助金	3,500,000	800,000
活動費	800,000	631,917
雑費	10,000	4,218
予備費	6,003,059	0
当期支出合計(C)	10,363,059	1,436,135
当期収支差額(A-C)	△9,162,959	2,440,949
次期繰越収支差額(B-C)	△250,000	11,353,908

※未払金を含む

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込みばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2017年度末で、約1,135万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いきらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願ひいたします。

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 京都 01050-3-8313
名称 京都弁護士会人権救済基金

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。



京都弁護士会



KES

KES-審議会承認スタンプ

ステップ1登録